

奈良県告示第二百四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、令和三年十月十一日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
合 波多野漁業協同組	山辺郡山添村大西	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	令和三年十月十一日
合 月ヶ瀬漁業協同組	奈良市月ヶ瀬月瀬	右同	右同
合 五月川漁業協同組	三重県伊賀市予野	右同	右同